

鳴門教育大学心理・教育相談室規程

平成17年3月14日

規程第11号

改正 平成18年 1月16日規程第3号
平成20年 3月17日規程第27号
平成22年 3月24日規程第14号
平成25年 3月13日規程第5号
平成29年 3月 8日規程第62号
平成29年11月10日規程第84号
平成31年 3月13日規程第61号
令和 2年11月11日規程第45号
令和 3年 4月14日規程第21号
令和 4年 3月 9日規程第27号

鳴門教育大学心理・教育相談室規程（平成16年規程第64号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、鳴門教育大学心身健康センター規則（平成17年規則第4号）第8条第2項の規定に基づき、心理・教育相談室（以下「相談室」という。）に関し必要な事項を定める。

（心理・教育相談の目的）

第2条 相談室における心理・教育相談（以下「相談」という。）は、次の各号に掲げることを目的として実施する。

- (1) 相談に対する社会的要請に応じること。
- (2) 鳴門教育大学（以下「本学」という。）の大学院学校教育研究科人間教育専攻心理臨床コース臨床心理学領域（以下「心理臨床コース臨床心理学領域」という。）の学生及び室長が認めた本学大学院生（以下「大学院生」という。）の相談活動に関する教育・訓練に資すること。
- (3) 心理臨床コース臨床心理学領域を修了した者のうちから室長が認めた者の相談活動に関する教育・訓練に資すること。

（組織及び事務）

第3条 相談室に、室長及び相談員を置く。

2 相談室の事務は、教務部学術情報推進課が処理する。

（室長）

第4条 室長は、相談室の管理運営を統括する。

2 室長は、相談員のうちから、学長が任命する。

3 室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任

者の任期は、前任者の残任期間とする。

(相談員)

第5条 相談員は、相談活動を行うとともに、当該相談活動の補助を行う大学院生に対する指導を行う。

2 相談員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 心身健康センター心理・教育相談分野に兼務を命じられた教員

(2) 本学教員で臨床心理士又は精神保健指定医の資格を有する者のうちから、学長が委嘱した者

(3) 臨床心理士資格を有する者で、室長が認めた者のうちから、学長が委嘱した者

3 前項第2号の相談員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中において委嘱した者の任期については、その委嘱した日の属する年度の翌年度の末日までとする。

4 第2項第3号の相談員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中において委嘱した者の任期については、その委嘱した日の属する年度の末日までとする。

(相談の種類)

第6条 相談室で行う相談の種類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 受理面接 問題の概要を聴取して、相談の方針を検討するための面接

(2) アセスメント面接 心理検査、観察等による面接

(3) 臨床心理面接 心理的な問題を有している人に対して行われる臨床心理学的方法による面接

(4) 遊戯面接 心理的な問題を有している子どもに対して行われる遊戯療法（プレイセラピー）等による面接

(5) 心理教育面接 心理的な問題及び学習・発達に問題を有している子どもの保護者に対して行うカウンセリング及び療育相談等による面接

(6) 学習・発達支援面接 学習・発達に問題を有している子どもに対して適切な支援を行う面接

(7) 集団心理面接 心理的な問題及び学習・発達に問題を有している複数の人に対して行われる心理教育等による面接

(8) コンサルテーション面接 教育・福祉・司法領域等の専門家に対して指導・助言を行う面接

(9) 相談者の関係機関との連携相談 相談者との面接過程において、相談員が必要と認め、かつ相談者の了承を得て実施する相談者の関係機関に属する者との相談

(大学院生による相談活動の補助)

第7条 大学院生は、相談員の綿密な監督指導のもとに相談活動を行うことができる。ただし、大学院生が行うことのできる相談活動の種類は、前条の第2号から

第9号に掲げる事項とする。

(相談料)

第8条 第6条の相談を受けようとする者は、所定の期間に相談料を納付しなければならない。ただし、同条第9号の相談及び正当な理由を証明できる書類を提出し室長が許可した者については、無料とする。

2 前項の相談を受ける者の額は、初回は2,000円とし、2回目以降は1回1,000円とする。

3 前項にかかわらず、第6条第7号の相談を除き、2回目以降の相談において相談員が2名以上となる場合は、相談員1名につき1,000円とする。

4 納付した相談料は、原則として返付しない。

(倫理の遵守)

第9条 相談業務に従事する者は、別に定める鳴門教育大学心理・教育相談室倫理要項を遵守するものとする。

2 倫理違反が疑われる場合は、学長、副学長（地域連携担当）、心身健康センター所長及び室長が協議の上、調査を行う。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、相談室の運営に関し必要な事項は、心身健康センター所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成30年度以前に入学した大学院生については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和２年１１月１１日から施行する。

附 則

この規程は、令和３年４月１４日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。